

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

串本町長

|                   |                                        |
|-------------------|----------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 串本町<br>(30428)                         |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 古田地区<br>( 字岩淵谷・山口・碓・女鹿ノ谷・市谷・真土・中立・栗原 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 7 年 2 月 13 日<br>(第 1 回)             |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が見込まれるのが現状であり、今後の持続的な農地利用が懸念されている。また未整備の圃場が多く残存しており、担い手による圃場の拡大や新規就農者の受入も困難な状態が続いている。

そのため後継者や新規就農者の確保及び育成、地域住民等を交えた地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。担い手の農地の集約化をさらに進め、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討するだけでなく、形状や面積が不揃いな農地において効率的な農業を実施する方策が求められる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とした農業経営を継続しつつ、栽培手法の改善や産物の品質向上、新たな特産物の開発、後継者の育成等に取り組むことで、収量・収益の増加を図る。

地域内外からの認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進。農業を担う者を募り、圃場整理等に取り組みながら、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 11.60 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 11.19 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                        |
| 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。         |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                        |
| 後継者のいない農家や遊休農地化が見込まれる農地について、所有者の意向を踏まえたうえで、農地中間管理機構を通じ、担い手への集積・集約化を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                         |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。                        |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                    |
| 地域内外から、認定農業者や認定新規就農者等を募り、町及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。            |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                     |
| 農業協同組合と連携し、農作業受託や省力化機械の共同利用等の方法を検討する。                                   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                              |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携               | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①平成29年度に補助事業を活用して設置した集落全体を囲む防護柵について、定期的な見回り点検等による維持・管理をし、鳥獣被害の防除に取り組む。また、集落内外の被害状況によっては、町に有害鳥獣捕獲を依頼する。
- ④水稻耕作が困難となった圃場については、畑地化等の活用を検討する。
- ⑦集落周辺の林縁部への緩衝帯整備や放置果樹の除去等を検討する。